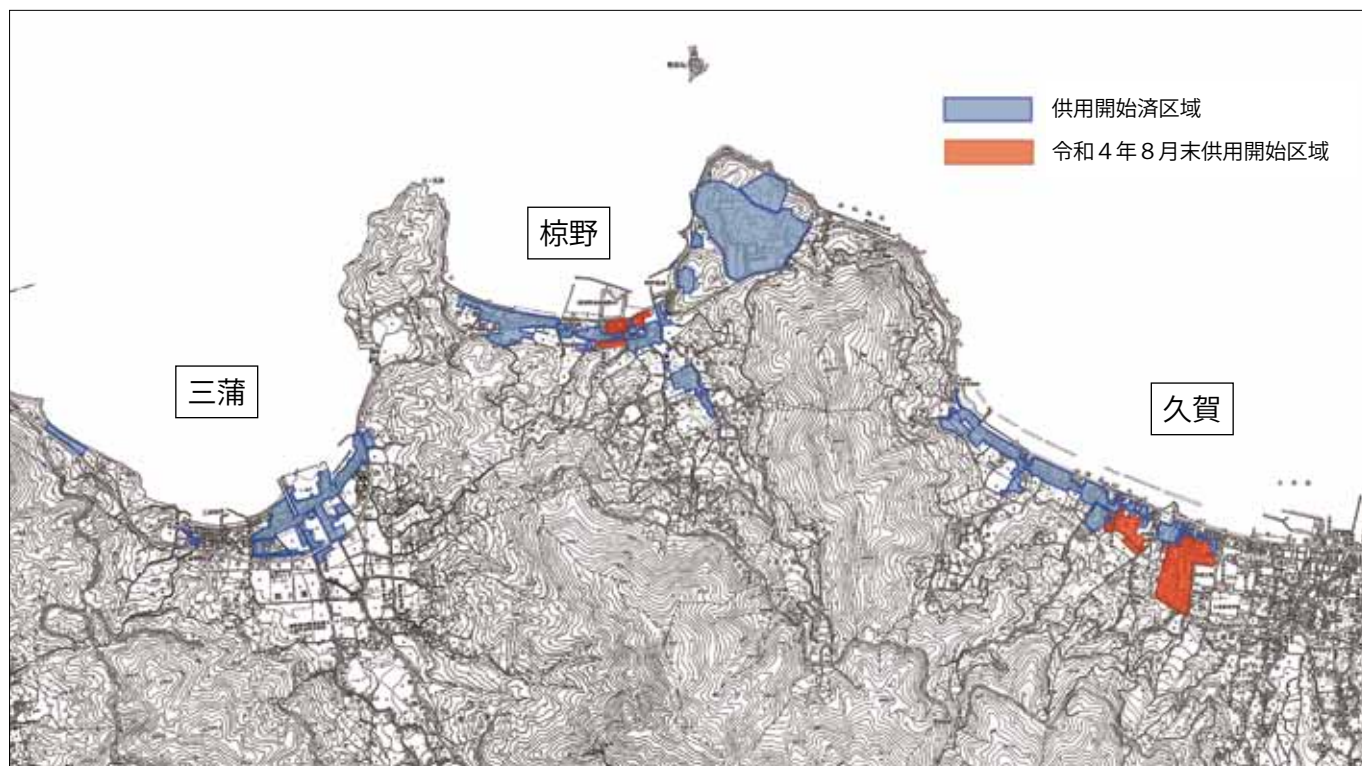


# 公共下水道が一部供用開始されました

## 久賀・大島地区

久賀・大島地区公共下水道の一部区域（久賀・棕野）が8月末に供用開始されました。使用できる予定区域は、図のとおりです。詳細な場所はお問い合わせください。



### ◆下水道を使用するための排水設備工事（排水接続工事）にかかる手続きの流れ

#### 1. 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームページ（くらしの情報→生活環境→下水道供用開始後の必要な手続き等について）に掲載していますが、不明な場合はお問い合わせください。

町内外で業者が登録されていますが、2社以上から見積もりを徴収することをお勧めします。

#### 2. 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打合せを行い、指定工事店と契約してください。指定工事店が書類を作成し、町に提出します。（申請者の押印が必要）



▲手続きのページへ

#### 3. 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

#### 4. 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。（申請者の押印が必要）

工事完了後、町に完了届を提出します。（申請者の押印が必要）

#### 5. 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施します。完了検査後、町から検査済証を交付します。

#### 6. 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。

### ◆汲み取りは従来どおり行われます

「下水道が整備された地区は汲み取りに来なくなるの？」との問い合わせがありますが、そのようなことはありません。従来どおり汲み取りは行われます。

問い合わせ 下水道課 ☎ 0820 (79) 1014